確認書

東京都知事 殿

今般提出した実務経験証明書に記載した電気工事は、電気工事士法や電気工事業の業務の適正化に関する法律等の電気工事に関連する法令に違反する工事ではありません

年　　月　　日

経験を積んだ事業所

所在地

代表者名（自署又は代理人）

技術者住所

技術者氏名（自署又は代理人）

（代理人である場合の代表者との関係）

（注） この確認書によって認定する実務経験は、電気工事に関する建設業許可につき、上記の技術者の営業所技術者等として能力を確認するためのものです。この技術者が、工事現場で電気工事・作業等を行うことが可能であるか否かについては、別途電気工事に関連する法令に従ってください。

（参考１）電気工事に関連する法令に関する詳細について

東京都環境局のホームページ「電気工事業法に基づく電気工事業者の登録（下記ＵＲＬ）」に掲載されている「電気工事業の手引き」をご覧下さい。（<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/electric/electric.html>）

（参考２）「建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）」（抜粋）

「実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しない。なお、電気工事のうち、電気工事士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状の交付を受けた者等として従事した実務経験に限り経験期間に算入する。」

上記注釈内容を理解し、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律等の電気工事に関連する法令を遵守して事業を営みます。

　　年　　月　　日

申請者名（商号）

申請者所在地

代表者名（自署または代理人）

（代理人である場合の代表者との関係）

　　年　　月　　日

念書

東京都知事殿

今般、建設業許可の 新規・追加 申請を行うにあたり、以下の申請業種について当社定款の目的に明記されておりません。 つきましては、 次回・臨時 株主総会において、当該事業目的にかかる決議を行い、定款目的 に 追加・変更 することをお約束いたします。

建築工事業、土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、 石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業、 鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、 ｶﾞﾗｽ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、 熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、 水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

住所

商号

代表者

代理人

代表者との関係

自署

　　年　　月　　日

非常勤証明書（経管用）

東京都知事殿

当社では、　　　　　　　　　　　が常勤の（代表）取締役として勤務しており、

　　　　　　　　　　　　　　　　の経営業務の管理責任者である　　　　　　　　は非常勤の代表取締役であることを証明します。

住所

商号

代表者

代理人

代表者との関係

自署

　　年　　月　　日

非常勤証明書（専技用）

東京都知事殿

当社では、　　　　　　　　　　　が常勤の（代表）取締役として勤務しており、

　　　　　　　　　　　　　　　　の営業所技術者である　　　　　　　　は非常勤の代表取締役であることを証明します。

※他社の一人代表取締役は、営業所技術者等となれない。 一人代表取締役の場合は必ず代表取締役を追加し、他方の代表取締役から非常勤証明書が提出される必要がある。

住所

商号

代表者

代理人

代表者との関係

自署